

福岡空港回転翼機能移設事業に係る
環境影響評価方法書
のあらまし



平成 28 年 1 月



国土交通省 大 阪 航 空 局
国土交通省 九州地方整備局

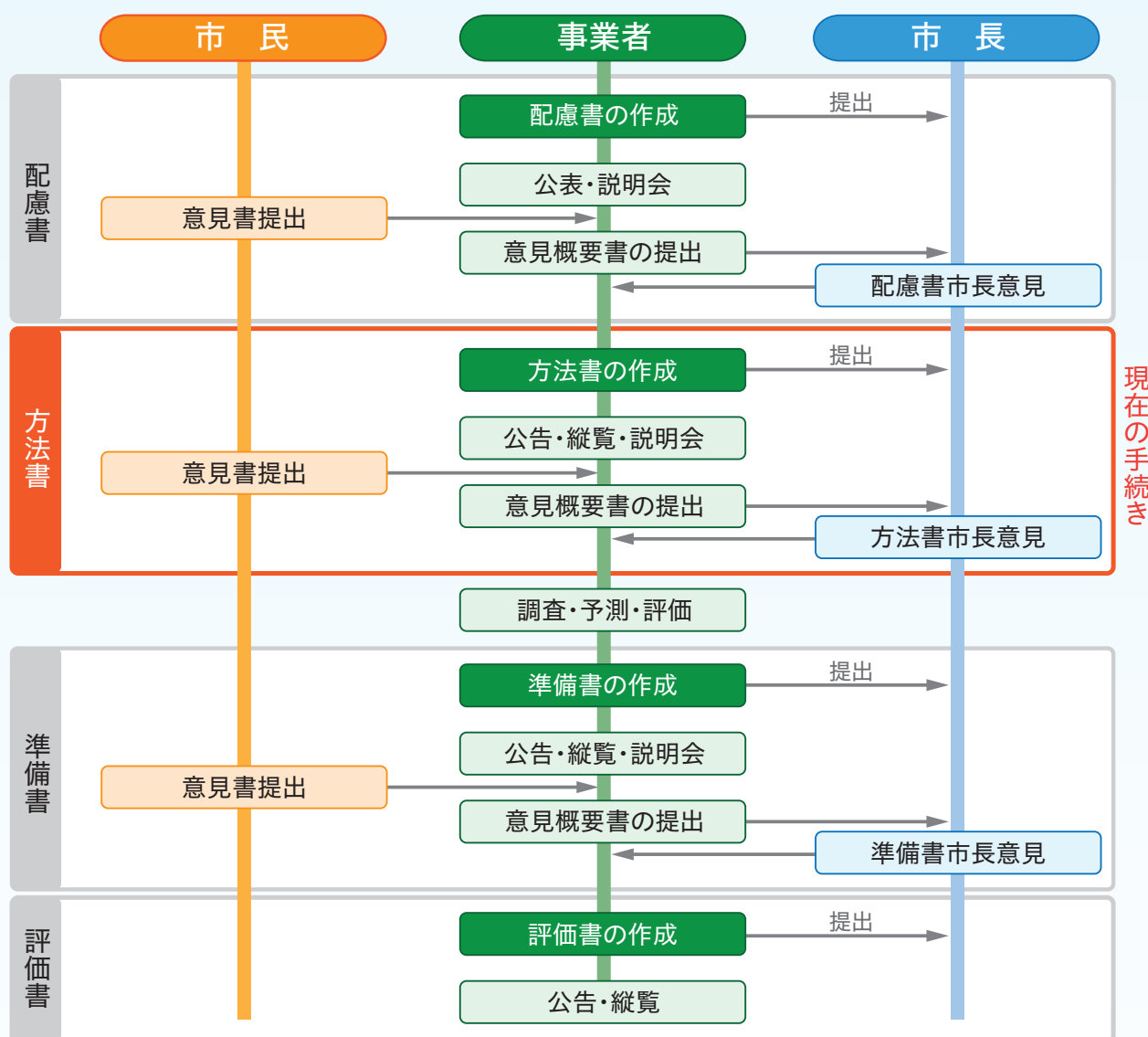
はじめに

環境影響評価は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者が、事業の実施にあたり環境に及ぼす影響について、事前に調査、予測及び評価を行うとともに、その事業に係る環境の保全の措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価するものです。

福岡空港回転翼機能移設事業は、飛行場及びその施設の設置を行うものであり、福岡市環境影響評価条例第2条第3項に基づく対象事業に該当します。

このたび、事業者である国土交通省大阪航空局及び九州地方整備局は、福岡市環境影響評価条例の規定に基づき、「福岡空港回転翼機能移設事業に係る環境影響評価方法書」をとりまとめました。

環境影響評価方法書とは、これから実施しようとする環境影響評価において、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価を行うかを示したものです。



本書に掲載した地図及び空中写真は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び同院撮影の空中写真を複製したものです。(承認番号 平27情複、第268号)
また、本書に掲載した地図及び空中写真をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければなりません。

対象事業の目的

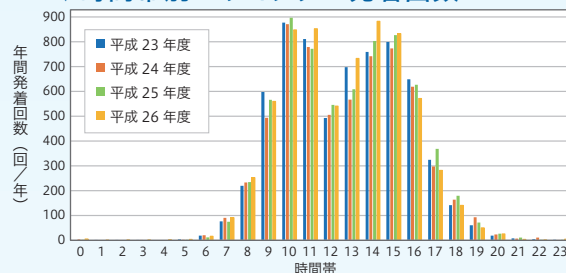
現在、福岡空港では、福岡圏域住民の安全・安心の確保、情報発信のための機能等、重要な役割を果たすため、一刻一秒を争う緊急出動（消防、捜索・救助、救急医療、報道等）に備え、福岡市消防局や福岡県警察等のヘリコプターが常駐待機しています（自衛隊機等を除き23機）。

一方、福岡空港は、近隣アジア諸国との交流拡大、格安航空会社（LCC）の参入等により航空機発着回数が増加しており、ヘリコプターの運航と民航機（固定翼機）の運航が競合することが多く、双方の運航に影響を与えています。

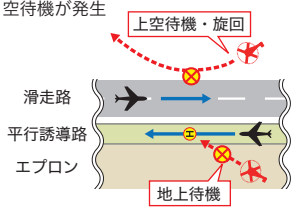
▼使用目的別ヘリコプター発着回数

使用目的	発着回数（回/年）
消防等業務	8百回程度
捜索・救助等業務	1千回程度
報道取材	3千回程度
救急患者搬送、外来等	2千回程度
合 計	7千回程度

▼時間帯別ヘリコプター発着回数



民航機（固定翼機）の運航のタイミングにより、ヘリコプターの地上待機や上空待機が発生



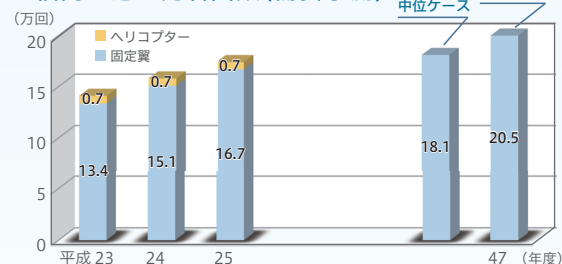
凡例：⊗ ヘリコプター離着陸場

福岡空港における航空需要は、アジアに近いという地理的優位性も相まって国際線を中心にさらなる増加が見込まれています。ヘリコプターと民航機（固定翼機）の混在がこのまま続けば、ヘリコプターの運航に与える影響は、さらに厳しくなるものと考えられます。

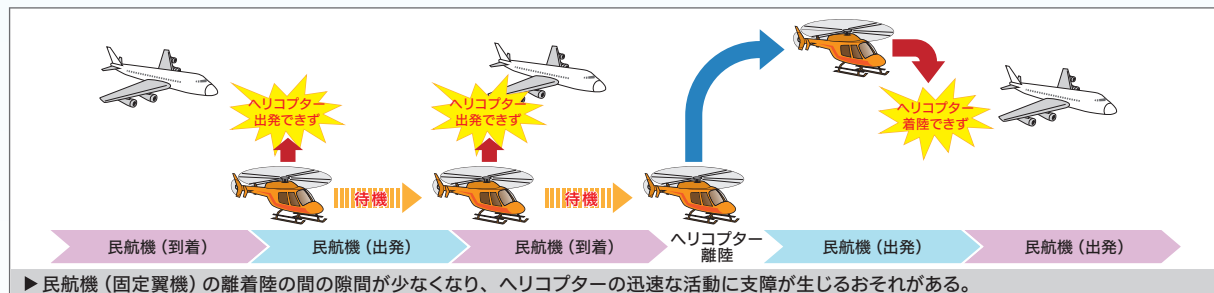
▼福岡空港の現状（ピーク時間帯）



▼福岡空港の発着回数（需要予測）



▼将来の福岡空港におけるピーク時間帯の発着イメージ



本事業は、ヘリコプター専用の運用施設を現空港場外に新たに設置することで、緊急出動等の活動において、ヘリコプターのより迅速な運航を可能とし、その重要な役割を最大限に発揮させるものです。なお、福岡空港においては、本事業によりヘリコプターと民航機（固定翼機）の混在が改善され、運航効率の向上等が図られることとなります。

対象事業の内容

- 事業の名称
福岡空港回転翼機能移設事業
- 事業の種類
飛行場及びその施設の設置の事業
- 対象事業実施区域
福岡県福岡市東区大字奈多字小瀬抜（右図参照）
- 対象事業の規模
約80,000m²
 - ・ 基本施設：滑走路、誘導路、エプロン
 - ・ ターミナル施設：格納庫、事務所等建屋、管理庁舎、給油施設等
 - ・ その他の施設：道路・駐車場、照明施設、排水施設等
- 主要な工事（予定）
土木工事、建築工事、照明工事等
- 工事工程（予定）
着工から工事完了まで約2年間

■ 運航計画の概要

- ・ 本事業は、現在の福岡空港における回転翼機能を移設するものであり、その移設対象は、消防・捜索・救助、救急医療、報道等に関するものです。
- ・ 当該施設は現在の福岡空港と同様の機能を確保するため、24時間運用となることを想定していますが、福岡空港における実績では、利用時間外（22時台～6時台）の発着回数は、全体の0.6%程度であり、救命・救難などの人道的活動を実施しています。
- ・ 常駐機数は、現在の福岡空港と同規模の23機程度（自衛隊機は移設対象外）です。
- ・ ヘリコプターの発着回数は、近年の福岡空港でのヘリコプターの運航実績から年間6～7千回程度（単純平均で1日18回程度）と想定されます。

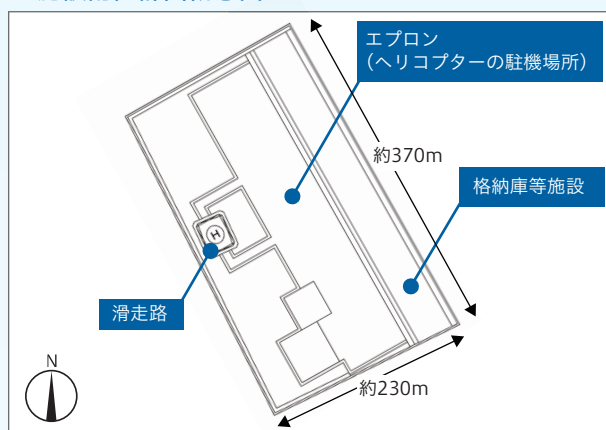
■ 飛行ルート及び高度

- ・ 運航方法に関し、出発・到着時の飛行ルートは、可能な限り住居上空を避けるよう事業者（操縦士）へ理解を求めています（飛行の目的によっては住居上空を飛行することもあり得ます）。
- ・ ヘリコプターの運航は、北側及び南側に進入表面を設け、北側は玄界灘海域上空、南側は海岸付近上空で旋回し、南西方向、南方向、北東方向への飛行ルートを有します。
- ・ 対象事業実施区域及びその周辺は、福岡空港発着の民航機（固定翼機）の経路が上空にあるため、これらの空域とヘリコプターが飛行する高度を分けて安全を確保します。

▼ 対象事業実施区域位置図



▼ 施設配置計画概念図



▼ 想定飛行ルート図



環境影響評価の項目

環境影響評価の項目の選定にあたっては、対象事業の内容並びに対象事業実施区域及びその周囲の自然的・社会的状況を把握した上で、「福岡市環境影響評価技術指針」（平成11年3月29日 福岡市）の参考項目(表6-4 飛行場)を基本として、次のとおり選定しました。

環境要素		影響要因	工事の実施		存在及び供用		
			建設工事の実施	資材等運搬車両の走行	飛行場の存在	ヘリコプターの運航	飛行場の施設の供用
大気質	二酸化窒素		◎	○		◎	◎
	二酸化硫黄						
	浮遊粒子状物質		●	●		●	●
	粉じん等		◎	◎			
	有害物質						
騒音	騒音		◎	◎		◎	
	超低周波音					●	
振動			◎	◎			
悪臭							
その他の大気環境							
水質	水の汚れ (BOD、COD)						—
	水の濁り (浮遊物質質量)		—				
	富栄養化 (全窒素、全りん)						
	有害物質						
底質							
地下水							
その他の水環境							
地形・地質					—		
地盤							
土壌							
その他の環境	日照障害						
	風況						
	シャドーフリッカー						
動物					◎	●	
植物					◎		
生態系					◎		
景観					◎		
人と自然との触れ合いの活動の場					◎		
廃棄物等	廃棄物等		◎				
	残土		◎				
温室効果ガス等	二酸化炭素					●	◎
	その他の温室効果ガス					●	◎

◎は福岡市環境影響評価技術指針の参考項目、○は主務省令*参考項目、●は既存の類似事業等を参考に選定した項目、—は福岡市環境影響評価技術指針の参考項目であるが選定しない項目

*「飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年運輸省令第36号)

調査・予測・評価の手法

環境影響評価の項目ごとの調査・予測の手法は、次のとおりです。

環境要素			調査・予測の手法		予測の手法
			現地調査	資料調査	
大気質	二酸化窒素	二酸化窒素・浮遊粒子状物質の濃度の状況 降下ばいじん量の状況	○	○	大気の拡散式（ブルーム式、パフ式その他の理論式）を用いた計算又は事例の引用若しくは解析
	浮遊粒子状物質		○	○	
	粉じん等		○	○	
騒音	騒音	環境騒音の状況	○	○	騒音の種類ごとに音の伝搬理論に基づく一般的な予測式（道路交通騒音においては日本音響学会道路交通騒音予測計算法、建設工事騒音においては日本音響学会建設工事騒音予測計算法に基づく予測式その他の騒音の種類ごとの一般的な予測式）を用いた計算
		道路交通騒音の状況			
	超低周波音	ヘリコプターの運航に伴う超低周波音の状況			
振動		ヘリコプターの運航に伴う騒音の状況	○	○	「国土交通省モデル」又は音の伝搬理論に基づく予測式により計算
		ヘリコプターの運航に伴う超低周波音の状況			
		環境振動の状況 道路交通振動の状況			
動物		動物相の状況 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況、生息環境の状況	○	○	分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 分布又は生息地の状況を把握した上で、事例の引用又は解析 騒音は、実機飛行試験による水中の騒音の状況及び文献等による魚類反応の程度との比較 光は、漁場との位置関係の比較
		鳥類の移動経路の状況			
		ヘリコプターの運航に伴う騒音・光が魚類に与える影響			
植物		植物相及び植生の状況 重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況	○	○	分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析
生態系		動植物その他の自然環境に係る概況 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況	○	○	分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析
景観		主要な眺望点の状況 主要な景観資源の状況 主要な眺望景観の状況 地域特性を踏まえた景観の状況	○	○	主要な眺望点及び主要な景観資源について分布の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 主要な眺望景観について完成予想図、フォトモニタージュ法その他の視覚的な表現手法
人と自然との触れ合いの活動の場		人と自然との触れ合いの活動の場の状況 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況	○	○	分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析
廃棄物等	廃棄物等	発生する廃棄物等の種類 廃棄物等の種類ごとの発生抑制の方法及び循環的な利用に関する技術	—	○	工事に伴い発生する廃棄物等の種類ごとの発生状況並びに処分又は循環的な利用の状況を把握するための適切な手法
	残土	廃棄物等の種類ごとの処分又は循環的な利用に供する施設の状況	—	○	建設工事に伴い発生する残土の発生状況並びに処分及び利用の状況を把握するための適切な手法
温室効果ガス等	二酸化炭素	温室効果ガス等の排出係数その他の温室効果ガス等の排出量や削減量等の算定に係る原単位の把握	—	○	事業活動に伴い発生する温室効果ガス等の排出量や削減量等を把握するための適切な手法
	その他の温室効果ガス		—	○	

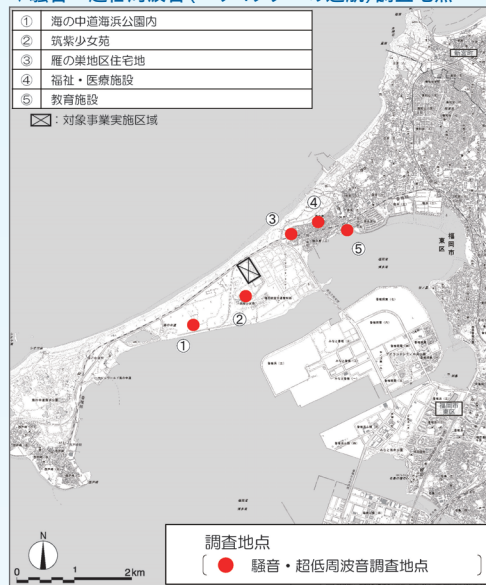
評価の手法は、次のとおりです。

- ① 調査及び予測の結果並びに環境保全措置を検討した場合においては、その結果を踏まえ、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて検討し評価します。
- ② 国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討し評価します。

▼大気質・騒音・振動調査地点



▼騒音・超低周波音(ヘリコプターの運航)調査地点



▼動物・植物・生態系調査地点



▼陸生動物(ヘリコプターの運航)調査地点



▼景観調査地点



▼人と自然との触れ合いの活動の場調査地点



縦覧・説明会・意見提出について

方法書の縦覧場所

- ・国土交通省大阪航空局空港部空港企画調整課
- ・国土交通省大阪航空局福岡空港事務所総務部総務課
- ・国土交通省九州地方整備局港湾空港部福岡空港プロジェクトチーム
- ・国土交通省九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所総務課
- ・福岡市役所情報プラザ
- ・福岡市東区役所企画振興課
- ・福岡市立東市民センター
- ・福岡市和白地域交流センター（コミセンわじろ）

方法書、要約書及び方法書のあらましは、
大阪航空局ホームページでも公表しております。
大阪航空局ホームページ
<http://ocab.mlit.go.jp/top/>

方法書の縦覧期間及び時間

平成28年1月6日（水）から平成28年2月5日（金）まで 9時00分から16時30分まで
（ただし、福岡市和白地域交流センターは1月25日（月）を除き、福岡市立東市民センターは2月1日（月）を除き、国土交通省の各所及び福岡市東区役所は土曜日、日曜日、祝日を除きます。）

説明会の実施

説明会の日時及び場所は以下のとおりです。

①平成28年1月23日（土） 13：00～（2時間程度）	福岡市役所行政棟15階 講堂 （駐車場はございません。）
②平成28年1月23日（土） 19：00～（2時間程度）	福岡市和白地域交流センター（コミセンわじろ）5階 多目的ホール （駐車場：お車でお越しの際は、福工大前駅立体駐車場をご利用ください。駐車券を2F受付に提示すると4時間まで無料でご利用いただけます。）
③平成28年1月24日（日） 10：00～（2時間程度）	福岡市奈多公民館1階 講堂 （駐車場はございません。）

※説明会は、居住地に関係なくどなたでも参加することができます。

意見書の提出方法

- 1 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する方は、どなたでも意見書を提出することができます。
- 2 意見書は、環境の保全の見地からの意見及びその理由を併せて記載してください。なお、外国語による場合は、日本語訳を付してください。
- 3 提出者は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載してください。
- 4 意見書を提出する場合は、所定様式（福岡市環境影響評価条例施行規則 様式第5号）を使用して提出してください。
- 5 意見書の様式は、縦覧場所に備え付けの配布用紙又は大阪航空局ホームページよりダウンロードしてご利用ください。なお、説明会の会場でも意見書様式を配布いたします。
- 6 意見書の提出方法は、持参、郵送、FAXのいずれかの方法で下記の問い合わせ先まで提出してください。
- 7 意見書の提出期間は、平成28年1月6日（水）から平成28年2月19日（金）までです。持参、FAXによる提出の期限は、2月19日（金）の16時30分までとなります。また、郵送の場合は、2月19日（金）の消印まで有効となります。

お 問 い 合 わ せ 先

- ヘリコプターの運航、飛行場の施設の供用に係るもの



国土交通省 大阪航空局

空港部空港企画調整課
〒540-8559 大阪市中央区大手前4-1-76
大阪合同庁舎第4号館
TEL 06-6949-6469 FAX 06-6949-6218

- 工事の実施、飛行場の存在に係るもの



国土交通省 九州地方整備局

港湾空港部福岡空港プロジェクトチーム
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7
福岡第二合同庁舎
TEL 092-418-3374 FAX 092-418-3060